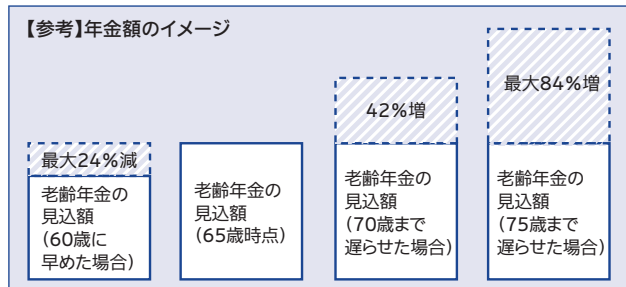


「ねんきん定期便」の見方（50歳以上の人） ※年金支給開始年齢に到達していない人

基礎年金番号	加入者等記号・番号

老齢厚生年金の受給開始年齢は65歳です。

- ①年金の受給開始時期は、60歳から75歳まで選択できます。(昭和27年4月1日以前に生まれた人は70歳まで)
- ②年金受給を遅らせた場合、年金額が増額されます。
75歳まで遅らせた場合、65歳と比較して84%増額されます。
ただし、働きながら老齢厚生年金を受けるときは、報酬や賞与の額に応じて、年金の一部が支給停止される場合があります。その場合、支給停止となる額を差し引いた支給額が増額の対象になります。
- ③65歳の年金受給を60歳に繰り上げて(早く)受給した場合、1か月当たり0.4%、最大24%減額となります。(昭和37年4月1日以前に生まれた人は1か月当たり0.5%、最大30%減額)



1.これまでの保険料納付額

1) 国民年金保険料 (第1号被保険者期間)	円
2) 厚生年金保険料 (被保険者負担額)	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1) と (2) の合計	円

※お問い合わせ (b) 年金番号又は加入者等記号・番号をお伝えください。

最近の月別状況

直近13か月の国民年金及び厚生年金の保険料納付状況を表示しています。

[illegible]

データ作成年月日

国民年金及び 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)

※この「ねんきん定期便」は上記の時点で作成しており、までの年金
加入記録を表示しています。

2. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です)

国民年金(a)			船員保険(c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
月	月	月	月			
厚生年金保険(b)				月	月	月
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計			
月	月	月	月			

3. 老齢年金の種類と見込額(年額)

(60歳未満の人は現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定して計算し、60歳以上の人は加入実績に応じた年金額を表示しています。)

受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	歳～
(1) 基礎年金				老齢基礎年金
(2) 厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間		(報酬比例部分) (定額部分)	円 (報酬比例部分) 円 (定額部分)	(報酬比例部分) 円 (経過の加算部分)
公務員厚生年金期間	(報酬比例部分) (定額部分)	円 (報酬比例部分) 円 (定額部分)	円 (報酬比例部分) 円 (定額部分)	円 (報酬比例部分) 円 (経過の加算部分)
	(経過の職域加算額) (共済年金)	円 (経過の職域加算額) (共済年金)	円 (経過の職域加算額) (共済年金)	円 (経過の職域加算額) (共済年金)
私学共済厚生年金期間	(報酬比例部分) (定額部分)	円 (報酬比例部分) 円 (定額部分)	円 (報酬比例部分) 円 (定額部分)	(報酬比例部分) 円 (経過の加算部分)
	(経過の職域加算額) (共済年金)	円 (経過の職域加算額) (共済年金)	円 (経過の職域加算額) (共済年金)	円 (経過の職域加算額) (共済年金)
(1) と (2) の合計	円	円	円	

f お知らせ

【公的年金シミュレーター二次元コード】

この二次元コードには、「ねんきん定期便」に記載されている年金情報の一部が収録されており、厚生労働省が提供するWEBサイト（公的年金シミュレーター）で年金見込額の簡易試算ができます。
(<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp>)

二次元
コード

a 1.これまでの保険料納付額（累計額）

《国民年金保険料》欄

◆以下の条件で、加入当時の保険料額を基に計算しています。

- ・付加保険料納付済期間は、付加保険料納付額を含めて計算しています。
- ・国民年金保険料の前納期間は、割引後の保険料を基に計算しています。
- ・国民年金保険料の追納期間は、加算額を含めた保険料額を基に計算しています。
- ・国民年金保険料の一部免除（半額免除、3/4免除及び1/4免除）期間は、免除後の残余の保険料を基に計算しています。

《厚生年金保険料（被保険者負担額）》欄

◆以下の条件で、加入当時の報酬（標準報酬月額・標準賞与額）に、加入当時の保険料率（掛金率）を乗じて計算しています。

各欄共通

- ・被保険者負担額のみを計算しています。
※厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者が折半して納めることになっています。
被保険者負担額は、一般的には事業主が報酬又は賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。
※折半する際の1円未満の端数の取扱いは、お勤め先によって異なるため、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算しています。

「一般厚生年金期間」欄

- ・育児休業期間及び産前産後休業期間で、事業主からの届け出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届け出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に保険料納付額を計算しています。
- ・厚生年金基金の加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納める保険料）を除いた保険料納付額を計算しています。
- ・平成9年4月に厚生年金保険に統合された旧三公社（J R、J T、N T T）共済組合の加入期間の保険料納付額は計算していません。
- ・平成14年4月に厚生年金保険に統合された旧農林漁業団体職員共済組合の加入期間の保険料納付額は計算していません。

「公務員厚生年金期間」欄

- ・国家公務員共済組合の加入期間は、標準報酬制度が導入された昭和61年4月以降の保険料納付額のみを計算しています。
- ・地方公務員共済組合の加入期間は、地方公務員共済組合内で掛金率が統一された平成元年12月以降の保険料納付額を計算しています。
- ・国家公務員から地方公務員に転職されている場合又は地方公務員から国家公務員に転職されている場合は、それぞれの期間について、上記の計算方法により保険料納付額を計算しています。
- ・国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている期間の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。

「私学共済厚生年金期間」欄

- ・育児休業期間及び産前産後休業期間で、事業主及び加入者からの届け出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届け出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に保険料納付額を計算しています。
※養育特例とは
子が3歳に達するまでの養育による勤務時間の短縮等に伴い標準報酬月額が低下した場合には、年金額の計算上、低下前の標準報酬月額とみなすこととされています。

b 最近の月別状況

直近13か月分の国民年金及び厚生年金の保険料納付状況を表示しています。

《国民年金第1号・第3号納付状況》欄

表 示	説 明
納付済	保険料を納めた期間（保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含む）
未納	保険料を納めていない期間（又は、「ねんきん定期便」作成時点で納付が確認されていない期間）
3号	第3号被保険者期間
全額免除	保険料が全額免除の期間
半額免除	保険料が半額免除され、残りの半分を納めた期間
半額未納	保険料が半額免除されたが、残りの半額を納めていない期間
3/4免除	保険料が3/4免除され、残りの1/4を納めた期間
3/4未納	保険料が3/4免除されたが、残りの1/4を納めていない期間
1/4免除	保険料が1/4免除され、残りの3/4を納めた期間
1/4未納	保険料が1/4免除されたが、残りの3/4を納めていない期間
学特等	学生納付特例又は納付猶予が認められた期間
付加	付加保険料を納めた期間
合算	国民年金任意加入期間のうち、保険料を納めていない期間 （参考情報であり、年金請求時に書類による確認が必要です。）

《厚生年金保険》欄

- ・加入区分（厚年）：厚生年金保険
（船員）：船員保険
（公共）：公務員共済制度（国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合）
（私学）：私立学校職員共済制度
- ・保険料納付額は被保険者の負担分のみを表示しています。
※折半する際の1円未満の端数は、「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算しています。
- ・私学共済厚生年金（私学共済）に加入中の保険料は、都道府県補助金や軽減保険料率は反映されていないため、実際の納付額とは異なります。
- ・産前産後休業期間及び育児休業期間で、事業主からの届け出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届け出により従前標準報酬月額「みなし措置（養育特例）」を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額を基に計算した保険料納付額を表示しています。

c データ作成年月日

各実施機関からの情報の提供日と「ねんきん定期便」に何月までの情報が掲載されているかをお知らせしています。

d 2.これまでの年金加入期間

これまでの年金加入期間の合計です。

《国民年金（a）》

・「第1号被保険者」欄

保険料を納めている期間及び、保険料が免除された期間の月数です。未納月数は納付済み月数には含まれません。
3/4免除等、一部免除の月数は、免除された残りの保険料を納付している場合に計上されています。

・「第3号被保険者」欄

第3号被保険者の期間として登録されている月数です。

※第3号被保険者とは、昭和61年4月以降の期間で厚生年金に加入している配偶者（第2号被保険者）に扶養されている（年収が130万円未満）20歳以上60歳未満の人を「第3号被保険者」といいます。

第3号被保険者の国民年金保険料は、配偶者が加入している厚生年金保険が一括して負担しているので、個別納付の必要はありません。

《厚生年金（b）》

・「公務員厚生年金」欄

被用者年金制度一元化前（平成27年9月以前）の国家公務員・地方公務員期間も含まれます。

・「私学共済厚生年金」欄

被用者年金制度一元化前（平成27年9月以前）の私学共済加入者期間も含まれます。

《合算対象期間等（d）》

・「合算対象期間」及び「特定期間」の合計月数を表示しています。

・「合算対象期間」は、国民年金に任意加入している期間のうち、保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。

e

3.老齢年金の種類と見込額（年額）

- ・生年月日による支給開始年齢を迎えている人、繰上げにより年金の決定を受けている人、又は特定期間を有している人は、老齢年金の見込額が表示されません。
- ・老齢年金の請求には受給資格期間が10年（120月）以上必要なため、「ねんきん定期便」作成日時点◎で120月を満たしていない場合、老齢年金の見込額を表示していません。
- ・重複した年金加入記録がある、又は前制度の喪失が未確認等、期間記録が未整備な場合は老齢年金の見込額が表示されません。
- ・59歳以下で在職中の人は、現在の標準報酬月額で60歳まで加入し続けたものとして計算しています。賞与の支給が今後はないものと仮定して計算しています。
- ・60歳以上で在職中の人は、誕生日までの期間を加入実績として老齢年金の見込額を表示しています。
- ・生年月日による支給開始年齢で受給した場合の見込額を表示しています（繰上げ・繰下げ請求した場合の年金額とは異なります）。
- ・昭和54年12月31日以前に退職した人で、その期間の年金原資を一時金で全額受給している場合は、老齢年金の見込額の算定基礎になりません。
- ・厚生年金基金に加入している期間も、通常の厚生年金保険の加入期間とみなして老齢年金の見込額を計算していますが、厚生年金基金の年金額等は、その当時加入していた厚生年金基金、もしくは企業年金連合会に照会してください。
- ・障害厚生年金を受けている人は、老齢厚生年金の受給開始年齢に達したときに、どちらか一方の年金を選択することになります。
- ・遺族厚生年金を受けている人が、老齢厚生年金を受け取れるようになったときは老齢厚生年金との差額が遺族年金の支給額になります。

＜＜「（１）基礎年金」＞＞

- ・老齢基礎年金の金額は、第１号被保険者期間（未納期間を除く）、第３号被保険者期間及び厚生年金保険・船員保険の被保険者期間の月数を基に本来の受給開始年齢である65歳で計算しています。なお、見込額には付加年金の金額も含まれています。

＜＜「（２）厚生年金」＞＞

- ・本来の受給開始年齢は65歳からですが、昭和36年4月1日（一般厚生年金の女性は昭和41年4月1日）以前に生まれた人で、厚生年金の加入期間が12月以上あり、かつ受給資格期間を満たしている場合、生年月日に応じた年齢により、特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生します。
- ・「報酬比例部分」欄
離婚等によって厚生年金保険の標準報酬等の分割を行った人は、分割後の標準報酬等を基に計算しています。
- ・「経過的職域加算額」欄
被用者年金制度の一元化前（平成27年9月以前）の退職共済年金で加算されていた「職域加算部分」が廃止されたため、別途「経過的職域」として各共済組合等から支給されます。

一般厚生年金男子・公務員厚生年金 私学共済厚生年金	一般厚生年金女子	支給開始年齢
生 年 月 日		
昭和28年4月1日以前	昭和33年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	昭和33年4月2日～昭和35年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	昭和35年4月2日～昭和37年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	昭和39年4月2日～昭和41年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	昭和41年4月2日以後	特別支給はありません

f

お知らせ

退職一時金の返還がある場合は、返還見込額が表示されます。

- ・「退職一時金等返還見込額」が表示されている人は老齢厚生年金の受給権が発生したときに、退職一時金等返還見込額（退職一時金に利子に相当する金額を加算した額）を返還していただくことになります。

g

公的年金シミュレーター二次元コード

この二次元コードには、「ねんきん定期便」に記載されている年金情報の一部が収録されており、厚生労働省が提供するWEBサイト（公的年金シミュレーター）で年金見込額の簡易試算ができます。（<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp>）

年金加入記録に「もれ」や「誤り」はありませんか？

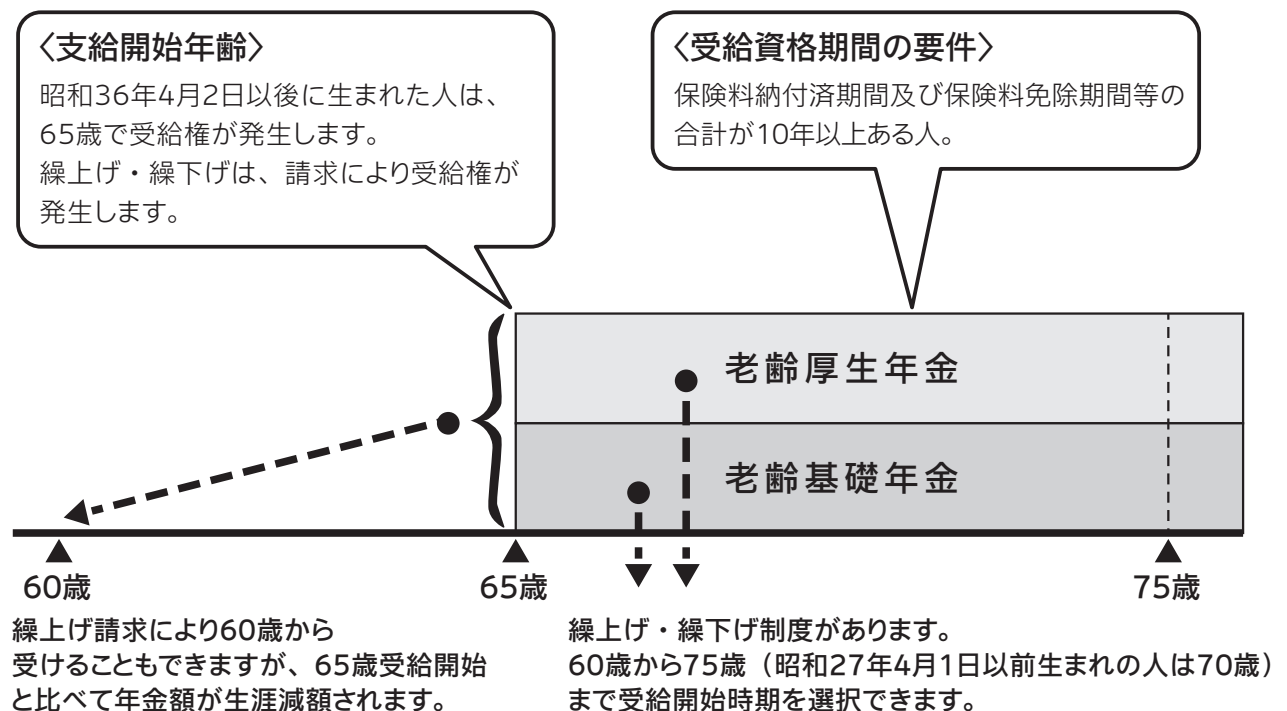
年金加入記録に「もれ」や「誤り」があると、正しい年金決定ができません。記録を確認してください。
※国民年金の加入記録のうち、本人の収入超過や扶養する配偶者の退職等により、第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更手続きをすべきところ、その届け出が行われなかったため第3号被保険者のままとなっている期間を「3号不整合期間」といい、「保険料未納期間」として取り扱われます。ただし、「3号不整合期間」の記録を訂正した時点で、過去2年より前の期間は時効により国民年金保険料を納付できないため「時効消滅不整合期間」となりますが、「時効消滅不整合期間該当届」を提出することで「特定期間」として受給資格期間に算入されます。お心当たりのある人は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

年金の受給開始年齢

老齢厚生年金の受給開始年齢は生年月日により定められていますが、繰り上げて（早く）受給を始める「支給繰上げ」制度と、繰り下げて（遅く）受給を始める「支給繰下げ」制度がありますので、60歳から75歳まで（昭和27年4月1日以前生まれの人は70歳まで）の間で受給開始時期を選択できます。昭和37年4月2日以後生まれの人の繰上げは、1か月につき0.4%の減額、最大60か月（5年）の繰上げで、終身24%減額された年金を受給することになり、厚生年金と国民年金を同時に繰上げすることになります。（昭和37年4月1日以前生まれの人は1か月につき0.5%の減額になります。）

「支給繰下げ」制度は1か月につき0.7%の増額で、最低12か月8.4%増額から、最高120か月で84%増額した年金を終身受給できます。ただし、在職中の老齢厚生年金は報酬及び賞与の額により一部停止がかかる場合、一部停止後の支給額に対して加算額を計算します。また、加給年金額は増額の対象にはなりません。なお、厚生年金・国民年金のどちらか一方だけを繰下げすることもできます。

公的年金のしくみ



- ・遺族年金や障害年金を受け取ることができる場合には、老齢年金の受給開始時期を遅らせることができないことがあります。
- ・障害厚生年金を受けている人は、老齢厚生年金の受給開始年齢になったときに、どちらか一方の年金を選択することになります。
- ・遺族厚生年金を受けている人が、老齢厚生年金を受け取れるようになったときは、老齢厚生年金との差額が遺族年金の支給額になります。